

第二期特定健康診査等実施計画
(平成25年度～平成29年度)

小野薬品健康保険組合

平成25年8月

背景及び趣旨

我が国では、国民皆保険のもと誰もが安心して医療を受けることができる医療制度が確立され、質の高い保健・医療サービスが提供されてきた。しかし、人々のライフスタイルや価値観、志向の変化などを背景に脂肪の摂りすぎや運動不足等の健康を損なう生活習慣が見られ、高血圧性疾患や糖尿病等の生活習慣病有病者数が増加しており、医療費の増加から医療保険財政に大きな負担が生じている。

このような不健康な生活習慣からの生活習慣病の発症、重症化という悪循環を断ち切るため、国は「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）」に基づき、平成20年4月よりメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査および特定保健指導の実施を健康保険組合に義務付けた。内臓脂肪症候群の該当者および予備群の減少させることにより、結果的に健康寿命の延伸や医療費の抑制を目指すものである。

小野薬品健康保険組合（以下「当健保組合」という。）では、平成20年3月に「特定健康診査等実施計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、健康的な生活習慣への意識向上と実践のため、40～74歳の被保険者および被扶養者に対して特定健診および特定保健指導を実施してきた。

今回、第1期計画（5年間）が平成24年度をもって終了することから、現状を踏まえて平成25年度から平成29年度の第二期特定健康診査等実施計画（5年間）を策定する。

なお、以後、5年を一期として見直しを行うこととなっており、法改正や内外の環境変化により、必要に応じて随時本計画の見直しを行う。

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
← 第1期計画 →											
					← 第2期計画 →						
										次計画へ	

当健保組合の現状

当健保組合は、医療用医薬品製造を主たる業とする単一の健保組合である。

被保険者の勤務場所が本社、本店、水無瀬研究所、城東工場（大阪府）、福井研究所（福井県）、筑波研究所（茨城県）、フジヤマ工場（静岡県）のほか全国の支店（14か所）、営業所、分室となっているため、被保険者および被扶養者は関西を中心に全国に点在している。

平成24年度（年間平均）の加入者数は、被保険者2,687人（うち任意継続被保険者78人）、被扶養者3,869で合計6,556人である。被保険者は平均年齢39.79歳で男性が85%を占める。年間の異動状況は、被保険者では加入170人、脱退106人、差引64人増、被扶養者では加入308人、脱退202人、差引106人増である。

第1期計画では、被扶養者の受診率向上と全加入者に対する健康的な生活習慣（メタボ予防・解消）の意識向上に力点を置いた。前者の被扶養者の受診率向上については人間ドックの案内を積極的に行った結果、平成24年度特定健康診査の受診率は85.5%となり第1期目標を達成した。また、後者の生活習慣改善の意識向上については、ウォーキングキャンペーン、メタボ予防セミナー（14支店で約1,000人に実施）、健診後の情報提供（小冊子、受診勧奨など）などで広まりつつある。

しかしながら、特定保健指導については、第1期を試行期間としていたことから、実施対象者を限定（非肥満者、軽度検査異常、被扶養者を対象者から除外。保健指導は公平性の観点から対象者一人につき5年間で一度限り）したり、少人数の場合の初回面談、マンパワー等の課題から平成24年度では特定保健指導の対象者271人に対して実施39人で実施率はわずか14.4%に留まる。

特定健康診査（第1期）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	国の参酌標準
対象者数（人）	1,776	1,849	1,927	2,003	2,055	—
受診者数（人）	1,435	1,522	1,610	1,693	1,756	—
受診率（率、結果）	80.8	82.3	83.5	84.5	85.5	—
受診率（率、目標）	72.4	77.3	80.3	80.3	80.3	80.0

特定保健指導（第1期）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	国の参酌標準
対象者数（人）	256	261	277	283	271	—
実施人数（人）	0	56	38	32	39	—
実施率（率、結果）※	0	21.5	13.7	11.3	14.4	—
実施率（率、目標）※	2.5	20.0	33.3	40.7	46.3	45.0

前年度に内蔵脂肪症候群・予備群であった者が前者でなくなった割合（第1期）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	国の参酌標準
内蔵脂肪症候群（%）	—	14.1	18.2	13.7	11.5	—
予備群（%）	—	37.4	37.3	28.6	30.5	—

特定健診等の実施状況集計表

No	集計事項		年度別実績推移					24年度(参考)			
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	男性	女性	合計	
1	全体的事項	特定健康診査対象者数	(人)	1,776	1,849	1,927	2,003	2,055	1,111	944	2,055
2		特定健康診査の対象となる被扶養者の数	(人)	744	759	782	818	836	12	824	836
3		2のうち、特定健康診査受診券を配布した者の数	(人)	26	21	17	22	17	2	15	17
4		特定健康診査受診者数	(人)	1,435	1,522	1,610	1,693	1,756	1,089	667	1,756
5		健診受診率	(%)	80.8	82.3	83.5	84.5	85.5	98.0	70.7	85.5
6		評価対象者数	(人)	1,437	1,524	1,616	1,695	1,759	1,089	670	1,759
7	内臓脂肪症候群に関する事項	内臓脂肪症候群該当者数	(人)	172	174	177	183	189	170	19	189
8		内臓脂肪症候群該当者割合	(%)	12.0	11.4	11.0	10.8	10.7	15.6	2.8	10.7
9		内臓脂肪症候群予備群者数	(人)	161	163	167	193	185	171	14	185
10		内臓脂肪症候群予備群者割合	(%)	11.2	10.7	10.3	11.4	10.5	15.7	2.1	10.5
11	服薬中の者に関する事項	高血圧症の治療に係る薬剤を服用している者の数	(人)	170	177	176	195	207	169	38	207
12		高血圧症の治療に係る薬剤を服用している者の割合	(%)	11.8	11.6	10.9	11.5	11.8	15.5	5.7	11.8
13		脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者の数	(人)	95	116	131	134	142	104	38	142
14		脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者の割合	(%)	6.6	7.6	8.1	7.9	8.1	9.6	5.7	8.1
15		糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者の数	(人)	48	48	54	55	62	53	9	62
16		糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者の割合	(%)	3.3	3.1	3.3	3.2	3.5	4.9	1.3	3.5
17	内臓脂肪症候群該当者の減少率に関する事項	昨年度の内臓脂肪症候群該当者の数	(人)		163	165	175	174	157	17	174
18		17のうち、今年度の内臓脂肪症候群予備群の数	(人)		32	35	34	29	29	0	29
19		17のうち、今年度の内臓脂肪症候群予備群の割合	(%)		19.6	21.2	19.4	16.7	18.5	0.0	16.7
20		17のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の数	(人)		23	30	24	20	15	5	20
21		17のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の割合	(%)		14.1	18.2	13.7	11.5	9.6	29.4	11.5
22	内臓脂肪症候群該当者の減少率	(%)		33.7	39.4	33.1	28.2	28.0	29.4	28.2	
23	内臓脂肪症候群予備群の減少率に関する事項	昨年度の内臓脂肪症候群予備群の数	(人)		155	158	161	187	167	20	187
24		23のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の数	(人)		58	59	46	57	51	6	57
25		23のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の割合	(%)		37.4	37.3	28.6	30.5	30.5	30.0	30.5
26	保健指導対象者の減少率に関する事項	昨年度の特定保健指導の対象者数	(人)		250	256	271	274	243	31	274
27		26のうち、今年度は特定保健指導の対象ではなくなった者の数	(人)		65	59	77	74	64	10	74
28		特定保健指導対象者の減少率	(%)		26.0	23.0	28.4	27.0	26.3	32.3	27.0
29		昨年度の特定保健指導の利用者数	(人)		0	56	36	32	32	0	32
30		29のうち、今年度は特定保健指導の対象ではなくなった者の数	(人)		0	18	15	9	9	0	9
31	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	(%)		0.0	32.1	41.7	28.1	28.1	0.0	28.1	
32	特定保健指導に関する事項	特定保健指導(積極的支援)の対象者数	(人)	143	163	168	175	147	139	8	147
33		特定保健指導(積極的支援)の対象者の割合	(%)	10.0	10.7	10.4	10.3	8.4	12.8	1.2	8.4
34		服薬中のため特定保健指導(積極的支援)の対象者から除外した者の数	(人)	117	128	118	144	149	133	16	149
35		特定保健指導(積極的支援)の利用者数	(人)	0	40	22	23	30	28	2	30
36		特定保健指導(積極的支援)の利用者の割合	(%)	0.0	24.5	13.1	13.1	20.4	20.1	25.0	20.4
37		特定保健指導(積極的支援)の終了者数	(人)	0	38	22	22	30	28	2	30
38		特定保健指導(積極的支援)の終了者の割合	(%)	0.0	23.3	13.1	12.6	20.4	20.1	25.0	20.4
39		特定保健指導(動機付け支援)の対象者数	(人)	113	98	109	108	124	101	23	124
40		特定保健指導(動機付け支援)の対象者の割合	(%)	7.9	6.4	6.7	6.4	7.0	9.3	3.4	7.0
41		服薬中のため特定保健指導(動機付け支援)の対象者から除外した者の数	(人)	21	21	24	25	46	32	14	46
42		特定保健指導(動機付け支援)の利用者数	(人)	0	16	16	9	9	9	0	9
43		特定保健指導(動機付け支援)の利用者の割合	(%)	0.0	16.3	14.7	8.3	7.3	8.9	0.0	7.3
44		特定保健指導(動機付け支援)の終了者数	(人)	0	15	17	9	9	9	0	9
45		特定保健指導(動機付け支援)の終了者の割合	(%)	0.0	15.3	15.6	8.3	7.3	8.9	0.0	7.3
46	特定保健指導の対象者数(小計)	(人)	256	261	277	283	271	240	31	271	
47	特定保健指導の終了者数(小計)	(人)	0	53	39	31	39	37	2	39	
48	特定保健指導の終了者(小計)の割合	(%)	0.0	20.3	14.1	11.0	14.4	15.4	6.5	14.4	

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1. 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2. 特定健康診査等の実施に係る留意事項

被扶養者のほとんどが配偶者であり、その6割は当健保組合の行っている人間ドックを受診している。よって被扶養者（特に受診率のやや低い50歳代）に対しては人間ドックの案内や未受診者への受診勧奨に留意する。

3. 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

従来から事業者健診の業務を委託され、事業主より受領した健診データの保管管理を行っている。なお、事業者健診部分の費用は、事業者が負担することになっている。

4. 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援する。

I. 達成目標

1. 特定健康診査の実施に係る目標

平成29年度における特定健康診査の実施率を90%とする。

この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (％)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌標準
被保険者（任継含む）	98.4	98.4	98.5	98.5	98.5	—
被扶養者（任継含む）	68.8	71.3	72.3	74.7	77.6	—
合計	86.8	87.8	88.3	89.2	90.2	90.0

2. 特定保健指導の実施に係る目標

平成29年度における特定保健指導の実施率60%とする。

この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率

（被保険者＋被扶養者）

（人）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌標準
特定健診実施人数 （人）	1,750	1,780	1,840	1,870	1,900	—
健診結果から判断し て特定保健指導の対 象となる者（推計）	290	290	290	260	250	—
実施率（％）	27.6	27.6	34.5	42.3	60.0	60.0%
保健指導実施人数 （目標）	80	80	100	110	150	—

3. 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成29年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25%以上とする。

Ⅱ. 特定健康診査等の対象者数

1. 特定健康診査

①被保険者（社員） （人）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数(会社負担)	1,150	1,150	1,200	1,200	1,200
合 計	1,150	1,150	1,200	1,200	1,200
目標 実施率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
目標 実施者数	1,150	1,150	1,200	1,200	1,200

②被保険者（任意継続者本人） （人） ※年度途中で社員から任意継続となった者を含む

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数(健保負担)	100	100	100	100	100
合 計	100	100	100	100	100
目標 実施率(%)	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
目標 実施者数	80	80	80	80	80

③被扶養者（社員、任意継続者の家族） （人）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数(健保負担)	800	800	830	830	850
合 計	800	800	830	830	850
目標 実施率(%)	68.8	71.3	72.3	74.7	77.6
目標 実施者数	550	570	600	620	660

〔合計〕被保険者＋被扶養者 （人）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者(会社負担)	1,150	1,150	1,200	1,200	1,200
対象者(健保負担)	900	900	930	930	950
合 計	2,050	2,050	2,130	2,130	2,150
目標 実施率(%)	86.8	87.8	88.3	89.2	90.2
目標 実施者数	1,780	1,800	1,880	1,900	1,940

2. 特定保健指導の対象者数

〔合計〕被保険者＋被扶養者

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
健診受診者数	1,780	1,800	1,880	1,900	1,940
動機付け支援対象者	110	110	110	100	100
目標 実施率(%)	18.2	18.2	27.3	30.0	40.0
目標 実施者数	20	20	30	30	40
積極的支援対象者	180	180	180	160	150
実施率(%)	33.3	33.3	38.9	50.0	73.3
目標 実施者数	60	60	70	80	110
保健指導対象者合計	290	290	290	260	250
目標 実施率(%)	27.6	27.6	34.5	42.3	60.0
目標 実施者数	80	80	100	110	150

〔参考〕特定保健指導対象者の階層分けについて

健診結果から以下の通り、積極的支援（生活習慣病リスク：高リスク）、動機づけ支援（中リスク）、情報提供（低リスク、受診者全員）の3段階に階層分けを行う。各タイプに応じた保健指導を行う。

1. 健診結果から4つのうち該当する項目数をカウントする

血糖・・・空腹時100mg/dl以上またはHbA1c5.2%以上

脂質・・・中性脂肪150mg/dl以上またはHDLコレステロール40mg/dl未満

血圧・・・収縮期130mmHg以上または拡張期85mmHg以上

喫煙・・・喫煙（血糖、脂質、血圧のうち一つ以上該当する場合にカウント）

2. 上記1の項目数と腹囲、BMIから階層分けを行います

- ①腹囲、BMIともに正常・・・・・・・・・・・・・・・・情報提供
- ②腹囲（正常）、BMI（異常）・・・・・・0項目・・・・・・・・情報提供
 - 1～2項目・・・・・・・・動機づけ支援
 - 3項目以上・・・・・・・・積極的支援
- ③腹囲（異常）・・・・・・・・・・・・0項目・・・・・・・・情報提供
 - 1項目・・・・・・・・動機づけ支援
 - 2項目以上・・・・・・・・積極的支援

※ 血圧・高脂血症・糖尿病で服薬治療中の方は既に医師から指導されていることから情報提供となります。

※ 腹囲の正常範囲は男性85cm未満、女性90cm未満

※ BMI (Body Mass Index)は肥満の指標でBMI（体重kg÷身長m÷身長）が25以上を肥満とする。

Ⅲ. 特定健康診査等の実施方法（４０歳～７４歳）

1. 実施場所

特定健康診査については、①社員は人間ドックまたは定期健康診断（いずれも指定医療機関）を受診する。また、②被扶養者、任意継続者は集合契約 A および B に参加する医療機関等で特定健康診査（集合契約）を受診するが、被扶養配偶者、任意継続被保険者、同被扶養配偶者については人間ドックでも可とする（集合契約による特定健康診査との重複は不可）。

特定保健指導については、①対象者の大半を占める社員は保健業者（株式会社スズケン）に委託して本社、工場、研究所等の会議室または各県のスズケン営業部の会議室で実施する。②被扶養者や任意継続者は集合契約に参加する医療機関等で実施する。

2. 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第 2 編第 2 章に記載されている健診項目とする。

3. 実施時期

実施時期は、通年とするが、社員については原則 9 月末までに完了することとする。

4. 委託の有無

ア) 特定健康診査

人間ドックや定期健康診断は、個別に契約した医療機関等に委託する。また、特定健康診査（集合契約）は、代表医療保険者を通じて健診機関の全国組織との集合契約を結び、代行機関として社会保険支払基金を利用して決済をおこない全国での受診が可能となるよう措置する。

イ) 特定保健指導

厚生労働省健康局作成の「標準的な健診・保健指導プログラム」の考え方にに基づき、保健事業者（株式会社スズケン）アウトソーシングする。また、集合契約による特定保健指導は、代表医療保険者を通じて健診機関の全国組織との集合契約を結び、代行機関として社会保険支払基金を利用して決済をおこない全国での受診が可能となるよう措置する。

5. 受診方法

ア) 特定健康診査

社員は、社内ルールに従って人間ドックまたは定期健康診断を受診する。また、被扶養配偶者、任意継続者は同様の手順に従って人間ドックを受診する。一方、集合契約による特定健康診査を希望する場合は、申請により当健保組合が受診券を交付する。

受診の窓口負担については、社員は無料、被扶養配偶者、任意継続者は 5,000 円（基本検査と条件に合致するオプション検査は健保組合が負担）とする。また、集合契約による特定健康診査については無料（基本検査部分のみ当健保組合が負担）とする。

イ) 特定保健指導

健診結果に基づいて特定保健指導の候補者を健保組合が選定し、当健保組合または株式会社スズケンが参加・不参加の意思確認、初回面談の時間・場所等を連絡する。社員については事業所内またはスズケン営業部内で初回面談後、電話やメールでのサポートを「標準的な健診・保健指導プログラム」に基づいて行う（就業時間内に実施する個別面談に要する時間は、就労免除として取り扱う）。また、集合契約による保健指導では対象者に受診券を送付し、同様に集合契約に参加する医療機関等で実施する。

特定保健指導にかかる費用は当健保組合が負担する。

6. 周知・案内方法

周知は、当健保組合ホームページ、社内イントラネット、社内報等により行う。

7. 健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関又は代行機関を通じ電子データを随時（又は月単位）受領して、当健保組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は当健保組合が実施した分も含め5年とする。

8. 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、数量の面から社員を優先して選出する。また、効果の面から40歳代や肥満者から優先して選出する。また、35歳から39歳の内蔵脂肪症候群該当者、要医療と判定された者、服薬治療中にもかかわらず生活習慣改善が必要と思われる者については、必要に応じて対象者に選出する。なお、複数年度にわたって対象者となった者に対する特定保健指導は、連続した年度で行わないものとする。

IV. 個人情報の保護

当健保組合は、小野薬品健康保険組合「個人情報保護管理規定」を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合職員に限る。外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、当健保組合のホームページに掲載する。

VI. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、必要に応じて組合会において見直しを行う。

VII. その他